

2024年5月

お客さま各位

株式会社 神奈川銀行

外貨預金規定の改定のお知らせ

平素より当行をご愛顧いただき、お礼申し上げます。
神奈川銀行では、このたび外貨預金の取扱い終了に伴い、外貨預金規定を改定いたします。
改定後の規定は、当行ホームページに掲載しております。

記

1. 対象となる規定

- ・外貨普通預金規定
- ・自動継続オープン型外貨定期預金規定

2. 規定の改定日

2024年5月31日(金)

3. 主な改定内容

外貨普通預金規定及び自動継続オープン型外貨定期預金規定について、以下の条項を追加いたします。

外貨普通預金規定

3. (口座への受入れ)

- (2) この預金の口座開設及び新たな預け入れは2024年6月3日よりお取扱いできません。
(3) この預金の取扱いは、2025年6月30日をもちまして終了といたします。

14. (解約等)

- (6) 2025年6月30日までに解約されない口座については、当行からの通知を要することなく、2025年7月の当行任意日に当行にて所定の外国為替相場により解約をします。
(7) 本条第6項により当行でこの預金口座を解約した場合、原則としてお客様の円普通預金口座へ当行任意日付で元本と利息を支払います。但し、お客様が円普通預金口座を未保有等の理由により、円普通預金口座へ支払わない取扱いがやむを得ないと当行が合理的に判断した場合は、別段預金へ支払い、円普通預金口座と同様に円普通預金利息を付利します。
(8) 第6項および第7項の規定により、預金者に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。

自動継続オープン型外貨定期預金規定

2. (取引開始条件)

- (2) この預金への新たな預け入れは2024年6月3日よりお取扱いできません。
- (3) この預金の取扱いは、2025年6月30日をもちまして終了とします。

6. (自動継続)

- (6) 2024年7月1日以降に満期を迎える外貨定期預金は継続しません。期日経過後の預入金利は外貨普通預金金利を適用します。
- (7) 2025年6月30日取引終了時点までに解約されない口座については、当行からの通知を要することなく、2025年7月の当行任意日に当行にて所定の外国為替相場により解約し、原則としてお客さまの円普通預金口座等へ当行任意日付で元本と利息を支払います。

10. (預金の解約)

- (6) 2025年6月30日をもって、この預金を廃止します。廃止に伴い、2025年6月30日取引終了時点のこの預金は、第6条第7項に定める取扱いの通りとします。

以上

<お問合わせ先>

株式会社神奈川銀行 各営業店窓口

または資金証券部

TEL 045-261-2641 (代表)